

(続紙 1)

京都大学	博士 (人間・環境学)	氏名	章 瀟 逸
論文題目	漢代の官文書簡牘と郡縣屬吏の研究		
(論文内容の要旨)			
<p>本論文は、前編「漢代官文書簡牘の研究」、後編「漢代郡県属吏の研究」の二部で構成される。主な研究材料は、2010年に湖南省長沙市五一広場で発見された後漢時代(1~2世紀)の簡牘資料(「長沙五一広場東漢簡牘」、以下「五一簡」)であり、総数は7000枚近くに達する。本論文では、現在刊行されつつある簡牘図版および発掘報告書に依拠して、研究が進められている(論文執筆時点で約2700枚が公開されている)。</p> <p>序論では、漢代史研究の史料状況について簡略に説明した上で、20世紀における簡牘資料の発見が研究の進展に及ぼした影響について具体的に述べ、五一簡の概要について説明したのち、本論文各章の梗概を紹介している。</p> <p>前編所収の論考は、後編で展開される議論の基礎ともいえる史料研究である。紙が主たる記録媒体となる以前、中国では簡牘(木牘・竹簡)が官庁における主要な記録媒体であった。何本かの簡牘を紐で綴じ一巻の書類(冊書)とするのが当時の通例であったが、簡牘が廃棄されたのち紐はやがて腐蝕して消え去り、残った簡牘はバラバラとなる。五一簡はこの種の簡牘が大半を占めるが、歴史史料として活用するためには冊書の復元が不可欠の作業となる。</p> <p>第1章では、当時の官文書の書式を確定させるべく、簡牘の分類・集成が行われる。それは、官文書の送付先に応じて使い分けられる書式・用語の特徴を解明しようとする試みである。検討の結果、敬意表現の一つとして用いられる「平出」(改行により語句を行頭に示すことにより、書き手の敬意を表す方式)が、官文書においては、単に官庁の上下(統属)関係のみならず、監察・被監察の関係(直接の統属関係にはない)においても見られる等の新知見が示されている。</p> <p>第2章では、第5章における考察で用いられている冊書を書式面から詳細に分析することにより、簡牘の排列順序について再検討を行い、第1章の結論と照らし合わせて、冊書の内容を明らかにしている。</p> <p>第3章では、第1章で言及した「平出」および「擡頭」(改行の際、文字を一段以上持ち上げることにより、書き手の敬意を表す方式)の書式について、更に検討が加えられている。たとえば、制詔(皇帝の命令書)において「皇帝」の語句がどのように擡頭されるのかについては、従来は漢代の事例が少なく不明瞭であったが、本章では図版とともにその書式が明らかにされるとともに、時期による変遷についても言及されている。</p>			

後編所収の論考では、伝世文献史料にはほとんど記載がなかったためその実態が不明であった郡県所属の下級官吏——督郵と賊捕掾——について、五一簡を主たる史料として考察が進められている。

第4章では、郡の属吏である督郵について、制度史的な考察がなされている。督郵の名称が何を意味するのかについて、先行研究では、依拠する史料に対する分析が不十分であったことに起因する見解の錯綜が見られた。本章ではまず、督郵の本来の職掌は「督郵書」、つまり、官文書の管理であったことを明らかにし、次いで、督郵の官名の変遷からその職掌の変化（官文書の取り扱い担当から属県の監察業務へ）について言及した。さらに、郡太守と督郵とが君臣関係に類似した関係にあったこと、官秩から言えば下位にあった督郵が上位にある県令に対して対等以上の立場にあった（背景には監察権がある）ことを、冊書の内容分析から明らかにした。

第5章では、県の属吏である賊捕掾についての考察がなされている。賊捕掾も、伝世文献にはその名称が登場する程度で、実態がよくわからない下級官吏である。ところが、新出の五一簡にはしばしば登場し、県レベルの地方統治において重要な役割を果たしていたことが知られるようになった。本章では、賊捕掾に関わる五一簡を集成・分析することにより、その職掌が県における治安維持業務であったことを解明した。また、県の一部局である「賊曹」が郡と賊捕掾の間に立って、両者を繋ぐ役割を果たしていたことを指摘している。

結論では、論文の総括と今後の見通し、すなわち、本論文では、20世紀後半以来陸続と発見・報告されている簡牘資料のうち最新資料に属する五一簡を駆使することにより、伝世の歴史史料からは窺い知れない新知見が得られたが、今後は、本論文で解明した後漢時代における地方統治の実態を足がかりとして、前後の時代についても研究を進めてゆきたい旨が述べられている。

(論文審査の結果の要旨)

20世紀後半より現在に至るまで、中国では新たな文字資料の出土・発見が相次いでおり、それらを用いた研究によって従来の定説が書き換えられるケースもしばしば見受けられる。本論文が主な研究資料として用いる「長沙五一広場東漢簡牘」(以下「五一簡」)も、そうした新発見の出土文字資料の一つである。2010年に出土した五一簡は、後漢時代(1~2世紀)の木牘・竹簡であり、総数約7000枚とされる簡牘の4割ほど(約2700枚)がこれまでに公開されている。本論文は、後漢時代に関する最新資料である五一簡を縦横に活用してなされた、漢王朝の地方統治機構に関する実証的研究である。

本論文は、前編「漢代官文書簡牘の研究」と後編「漢代郡県属吏の研究」の二部で構成される。前編では、五一簡の大半を占める官文書に対して詳細な分析を行うことで歴史史料としての特質が明らかにされ、五一簡に特徴的に見られる特殊用語や文体・構文をいかに解釈すべきかが示される。論文タイトルからは、前編・後編の有機的関連性が若干希薄であるかのような印象を受けるが、実態はむしろ逆である。前編における分析は、後編における考察の確かな前提となっており、きわめて手堅い実証的研究として仕上がっている。新資料の表層に目を奪われることなく、全体を俯瞰した上で慎重に資料を検討・解釈しようとする申請者の研究姿勢には、高い評価を与えることができる。

既知の中国古代簡牘資料の総数はすでに数万点に達しているが、それらを文献資料と融合させ自らの研究に生かすことは必ずしも容易ではない。申請者は、本研究科における研究活動のみならず、本学人文科学研究所における共同研究班や学外の研究会にも積極的に参加し、その中で簡牘資料の扱い方を学び、簡牘資料の分類・集成という研究手法(共同研究班のなかで共有されるデータベースが基礎となる)を自らのものとした。その成果は、本論文の随所に見出すことができる。本研究科の内外における学びの成果が論文の中で十分に発揮されている点も、評価に値する点であろう。

前編における緻密な用語・構文分析の成果の一端は、官文書に散見される「平出」の意味づけについての考察に見て取れる。平出とは、改行により語句を行頭に示すことによって書き手の敬意を示す表現方式であるが、申請者は、官文書においては、単に官庁の上下(統属)関係のみならず、監察・被監察の(直接の統属関係にはない)関係においても平出が用いられることを指摘している。これは、従来指摘されていない新知見であり、今後、漢代簡牘資料を分析していく上で重要な指針となるものと思われる。

後編に収められた論考では、督郵・賊捕掾といった地方行政の末端を担った官吏が研究対象として取り上げられている。これらの官吏は、伝世の文献史料にはあまり登場せず、その実態は必ずしも明らかでなかった。本論文では、五一簡を主たる研究材料とし、その他の簡牘資料や伝世文献をも併せ用いて、督郵や賊捕掾が漢王朝の地方統治においてどのような役割を果たしたのか、地方統治機構においてどのように位置づけられていたのかを明らかにしている。王朝の地方統治の最前線に立つ県の官吏を監察する督郵、地方統治の根幹ともいえるべき治安維持の現場で活躍した賊捕掾の姿を実証的に明らかにした本論文は、漢代地方統治研究における重要な成果というべきであり、高く評価される。

このように本論文は、これまでの研究成果を新たに書き換える重要な成果をもたらしたものであるが、課題として残された点も存する。一例を挙げれば、五一簡の分類・集成は考察の基礎としては十分ではあったが、結論を補完し得るデータはなお存するに思われる。今後改めて研究資料を洗い直し、完璧を期してほしいと思う。ただ、こうした課題は副次的なものであり、本論文の価値を損なうものではない。新たな出土文字資料を集成・精査して得られた新知見は、重要な学術的価値を有するものである。

よって、本論文は博士（人間・環境学）の学位論文として価値あるものと認める。また、令和5年3月8日、論文内容とそれに関連した事項について試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。

要旨公表可能日： 令和 年 月 日以降